

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対! 1047名解雇撤回!

号外 2014年9月18日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局 千葉市中央区要町2-8 DCC会館内 電話043-2222-7207 natiowidemovement@yahoo.co.jp

9月5日 呼びかけ人会議を開催

11・2集会の1万人結集を

9月5日、国鉄闘争全国運動の呼びかけ人会議を開催し、国鉄闘争全国運動として11・2労働者集会を呼びかけることを確認・決定しました。会議での議論を紹介します(発言を事務局責任で編集)。解雇撤回署名運動、各地の国鉄集会や11・2労働者集会に向けた討議資料として活用下さい。

一皮むけた11月集会の実現を

田中康宏(動労千葉委員長)

労働運動復権の芽を

6・8全国集会は大成しました。国鉄闘争全国運動を本格的に発展させようと全国に要請し、現時点で31カ所で国鉄集会が予定されている。11・2労働者集会への過程で新しいものをつかんで、労働組合の復権に向けた手がかりをつかみたい。

国労郡山工場支部の仲間が10・1外注化に反対して闘いに立ち上がっています。動労水戸の仲間たちは被曝労働に対する歴史的闘いを展開しています。動労千葉は、5月2日に闘ったストライキが一つの転機になった。下請け会社の労働者たち3人が動労千葉に加入した。JR本體と下請け会社の双方で地道に職場闘争をやり続けて、実を結びつつある。



田中康宏(動労千葉委員長)

い。戦争への道を止めてきたのは労働組合の力が大きかった。それが逆転させられたのが国鉄分割・民営化。やはり国鉄闘争を30年近く築いてきたことは改めて大きかった。安倍政権が進めていることは、社会丸ごとの全面的な民営化、規制緩和、総非正規職化、解雇自由化の道です。自治体の半分が削減するとショックを与え、丸ごと民営化に突き進むというところ。マスコミによると

「改革法23条は当然の前提」崩す

葉山岳夫(動労千葉弁護団長)

9月3日の国労組合員資格確認訴訟の判決は、2010年の政治和解を国労が飲んだ状況の中、闘う者の基本権を剥奪する判決を下した。憲法に関わる極めて反動的な判決です。動労千葉の鉄建公団訴訟の最高裁の闘争について、若干報告させていただきます。

1月22日に上告理由書、6月30日に鉄建機構の上告理由書に対する反論を提出しました。この間の署名運動、国鉄闘争全国運動の高まりは最高裁に影響を及ぼしていると思います。終わったと思つた分割・民営化

内閣改造をめぐる自民党が爆発寸前だった。地方の惨憺たる現状が一番大きいんじゃないか。この秋からの政治過程が大事な意味を持っている。1047名解雇撤回の判決も出されていく。これに立ち向かって労働運動の芽になるものをつくりたい。その努力は、大きな意味を持つていると思つています。

国鉄闘争の正念場

国鉄労働運動をめぐって激変が始まろうとしている。全労組がこれまで通りにいかない。その背景に何があるのか。一つは分割・民営化体制の崩壊。北海道に象徴される全面的な安全崩壊。JR貨物に象徴される経営破綻。民営化という枠組みそのものが破綻している。それと国鉄採用者の大量退職が始まる。動労千葉や国労だけじゃなく、東労組、JR総連も

い。戦争への道を止めてきたのは労働組合の力が大きかった。それが逆転させられたのが国鉄分割・民営化。やはり国鉄闘争を30年近く築いてきたことは改めて大きかった。安倍政権が進めていることは、社会丸ごとの全面的な民営化、規制緩和、総非正規職化、解雇自由化の道です。自治体の半分が削減するとショックを与え、丸ごと民営化に突き進むというところ。マスコミによると



葉山岳夫(動労千葉弁護団長)

判決は改革法23条を当然の前提にしている。名簿に記載されなければ絶対的に清算事業団(現鉄建機構)に行かざるをえない仕組みを前提に、不当労働行為があつても復職させるわけにいかない」と強調した。これを崩壊させなくてはならない。改革法23条の違憲論を展開しました。葛西敬之と最高裁調査官から出向いた江見弘武が、とんでもない論理をでっち上げた。国鉄とは国鉄清算事業団で、これが正当に職員が移行すべき組織だと。承継法人であるJR東日本は国鉄とはまったく無縁の新法人で、新規採用だと。採用については、国鉄がつくった名簿に基づいて採用するとした。しかし、名簿作成において労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

含めて国鉄的なものを一掃していく。どこの労組も立ち向かえずガタガタになっている。政府あげての鉄道の海外展開路線が職場を激変させている。新潟の新津工場の分社化はそのため。新自由主義的な攻撃に労働組合が対抗できるのか問われている。動労千葉も無縁ではない。それは安全の全面崩壊をもたらす。JR北海道に東日本の幹部を送り込んだが、財政破綻と業務を全部下請けに放り出したのは元に戻らない。不可逆的に安全崩壊が進行する。大量退職で外注化や雇用破壊が全面的にエスカレートする。誰も責任を取らない形で外注化が進む。絶対的に闘う労働組合が必要。今こそ動労総連合を全国につくらなければならない。

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

動労千葉でも議論を始めた。一つは、下請け会社も含めた組織拡大。今回の組織拡大は、直接には再雇用されたエルダー組員が本気になった成果。組合員全体がその気になればいく。軸は外注化阻止闘争の継続。2年たつて外注化の矛盾が安全崩壊という形で表わられてきた。列車の下で作業中、JRと下請け会社で連絡がうまくいってなくて列車のブレーキが緩んだ。外注化された車輪を削る仕事で指を落としてしまった。下請け会社に指導する体制がないから、ミスが続いても指を落とすまでいく。これを全部闘争にしなければいけない。最大の柱に据えたのが大量退職問題。国鉄採用者が最終処分場に送られる形でやられる。しかも外注化、雇用解体とセットで進む。僕らがこれに立ち向かったとき、若い連中は必ず見

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

ている。これで組合員がその気になったら、若い人の組織拡大も動き出すんじゃないか。歴史の転換点の闘い 各地域の国鉄集会も踏まえ、今年の11月集会を一皮むけた形で開きたい。ここに全力を尽くそう。集团的自衛権の問題を含め、歴史の転換点の11月集会。そして、国鉄闘争の正念場における11月集会です。

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

労働者の権利を確保する客観的な調査が一切規定されていない。そして、団体交渉権を否定している。新会社の労働条件はそれぞれの組合と交渉して確定することが必要です。国鉄は新法人について一切権限がないと拒否した。設立委員会も初めから蹴飛ばしていき、そして、労働組合の関与なしに労働条件が決まった。これはほとんどない憲法28条違反になる。また、新法人というなら労働基準法22条「通信の禁止」がある。労働運動をやったとか処分を受けたとかを通知してはならない。刑事罰も規定されていない。しかし、職員管理調査には労働処分も堂々と書いてある。それを許しているのが改革法23条だ

署名運動きつかけにつながりを

伊藤 晃 (日本近代史研究者)

神奈川について少し気がついたらことをお話しします。今度の署名では、高教組の取り組みがずいぶんあった。前回は、三浦の地域の繋がりがかなり生きていたと思う。今度はあまり日常つながりのないところへ送ってかなり反応が良い。一体どこでどういう人が署名をしてくれているのかよく分からない。

そのために手がかりになりそうなることを集中することが必要じゃないか。神奈川のようにならぬ成果が出つつあるところでも、集中的に何かの手がかりをいくつか作る。

従来は組織論は役に立たなくなっていることもあると思う。必要があるんじゃないか。

自衛隊への誘導が始まっている

花輪不二男 (世田谷地区労働組合協議会顧問)

例えば集団的自衛権で、昔の記憶がある年代が応じただけでは。かなり若い世代まで含めて反応があるんじゃないか。

呼びかけ人を了解した原点は、職場原点の闘いが壊されていることへの危機感です。国鉄解体と労働運動の現状は密接に関わって事態が動いている。われわれは国鉄解体攻撃を受けた延長上で闘わざるをえない。

現場の闘いが、どんなに小さくても闘いの芽としてあちこちに残る。それが一番問われている。それが一番問われている。それが一番問われている。



行けば食べる。この両面から自衛隊への誘導が始まっている。実際の戦力は今の子どもと思う。意識的にも国のためと洗脳された中、結局大資本に奉仕する人間に育て上げられる。

われわれがどう現場で闘うかを改めて問われている。全体的なかんじの中で労働組合の組織化が進んでいかないと大変なことになる。ですから、11・2集会

国家主義と新自由主義は一体

鎌倉孝夫 (経済学者・埼玉大学名誉教授)



アベノミクスの基本は徹底した民営化の推進です。ところが民営化のボロがはつきり出ている。そのバックにある日本経済を動かす資本の中心も、ほとんど多国籍資本です。

新自由主義の徹底によって労働者がバラバラにされる。そう

全国運動の実体をつくる過程に

金 元重 (韓国労働運動史研究者)

11月集会に向けて全国31カ所で行った集会は、新しい取り組みと

ばってくれた人たちがいるでしょう。ここで何を訴えるか。



その一つとして、葉山先生がおっしゃった今回の上告理由書などで最高裁判決に向けたポイントがわかる資料をつくるのはどうか。ここが10万人署名を取

「地殻変動」が起きだしている

入江史郎 (スラボ自主労働組合委員長)

伊藤さんが指摘していました。かつて日本も、次男三男は殺潰しだからお国に少しでも役立つと軍に出た。その変形がいま起こっている。い

けるけれど、それに闘う事はできる。私の感性ですが、政治闘争は誰でもできる。ところが憲法28条は、企業に対して特別な権利を労働組合に認めている。20世紀の労働者階級の闘いがつくってきた。それが踏みつけられ、今日のイデオロギーをつくっている。

戦後のレッドパージと、60年代以降の会社組合を作るための分裂行為。分裂しないで執行部

組合運動を甦らせる手がかり

下山房雄 (九州大学名誉教授)



60年代に会社に制圧された以降は、争議はだいたいの意思の固い人ががんばり抜く少数の争議団です。ところが、国鉄の場合米では「普通の人びとが組合になる」という言葉があるが、その「普通の人びと」なんです。四半世紀、いろいろ迷いながらよくついで来た。それでもなお

闘わなくてはと思っている人を支援しないといけないということ。ここに参加しています。2005年の難波判決は、初めて不当労働行為があったと認められた。名簿の基準は正しかったけど人選が正しくなかった。逆に言えば、そのことは最高裁で確定したわけですね。だから我々はそれにも一つ輪をかけてやるということになる。資本主義は大勢の人を痛めつ

を乗っ取る過程での活動家に対する熾烈な攻撃。そして、最後の仕上げが分割・民営化だった。この三弾で労働組合をつぶしてきた。それが、今日の本当に息苦しい世の中にしてしまった。動労千葉が勝つことですぐに組合運動全体が盛り上がるわけではないが、一つの手がかりはある。私としてはできることはやりたいと思っています。(解雇撤回署名呼びかけ人)

それが集団的自衛権行使容認自身に破壊される。機械に置き換えることができないのは、人間の総合的な判断力。それが殺されている。これが安全破壊の基本的な要因ではないか。神奈川の高教組で運動がおきていて、埼玉でも可能性があるんじゃないか。外注化がもたらす問題ほどの職場でも共通している。その辺を軸に据えて訴える必要があるかなと思います。

それが集団的自衛権行使容認自身に破壊される。機械に置き換えることができないのは、人間の総合的な判断力。それが殺されている。これが安全破壊の基本的な要因ではないか。神奈川の高教組で運動がおきていて、埼玉でも可能性があるんじゃないか。外注化がもたらす問題ほどの職場でも共通している。その辺を軸に据えて訴える必要があるかなと思います。

それが集団的自衛権行使容認自身に破壊される。機械に置き換えることができないのは、人間の総合的な判断力。それが殺されている。これが安全破壊の基本的な要因ではないか。神奈川の高教組で運動がおきていて、埼玉でも可能性があるんじゃないか。外注化がもたらす問題ほどの職場でも共通している。その辺を軸に据えて訴える必要があるかなと思います。

鉄闘争が終わっていないということだけじゃない。それと同時に、分割・民営化によって今何が起きているのか。労働現場で外注化なり非正規化なり起きている。動労千葉はそれを打破する運動に取り組んでいるんだと。その二つが合体することが、全国運動を進めていくのに必要ではないか。当該の人たちを支援するだけの運動じゃない。日本のすべての労働者が置かれている状況は分割・民営化に端を発している。だから、それを解決すること。各地での闘いを再建することは一体だ。その二つがポイントだと思っています。おそらく各地の集会に参加される人たちは、自分の現場での外注化や非正規の問題を抱えている。こちらからは裁判闘争の経過と焦点を分かり易く資料にして送るのが良いかと思う。各地の集会にも全国運動の呼びかけ人からあいさつにいつて、小さな花くらい添えられるかもしれない。